

Title	明清黟県西遞胡氏契約文書の検討
Sub Title	On the Huizhou Archives (徽州文書) of the Xidi Hu Family (西遞胡氏) at Yi-xian (黟県) in Late Imperial China
Author	山本, 英史(Yamamoto, Eishi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1996
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.65, No.3 (1996. 1) ,p.87(247)- 120(280)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19960100-0087

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

明清黟県西遞胡氏契約文書の検討

山本英史

はじめに

本稿は筆者が一九九四年一月に安徽省黃山市で開かれた学会に参加させていただいた際、偶然閲覧を許されたある徽州文書について、その一部を紹介し、若干の考察を加えたものである。

学会とは、黃山市人民政府、安徽大学、安徽師範大学、安徽省社会科学院、安徽省新聞出版局、安徽省社会科学界聯合会の共同主催による国際徽学学術討論会をいう。徽州地方に関わる文学、歴史、思想を包括する「徽学」^①研究を目的に、前年同市で開かれた全国徽学学術討論会を国際学会に発展させたものである。初回としての今回は米国、韓国、日本からの若干の研究者を含む総数八七名の参加を得て提出論文五〇余編に及ぶ多彩な徽州地域

研究が公けにされた。

文書閲覧の機会はその学会活動の一環として黟県西遞にある胡氏旧宅を参観した時に訪れた。ここは現在に至るまで完全な形で保存されている明清民居群であり、省級重点文物保護単位の指定を受けている。その建物の一つ、履福堂の当主である胡福基氏にたいし徽州文書の有無を尋ねてみたところ、まとめて出して来ていただいたのがこの文書であった。

文書は全部で二六件を数え、このうちには執照や易知由单などの納税関係文書および会書と称する団体帳簿が含まれている。^②本稿で扱う契約文書は一三件からなる。これらは数としては必ずしも多いとはいえないが、次の三つの特徴をもつ。第一は、これらが一枚の包紙に収められていたことから、いずれも何らかの経緯によって胡

福基氏に伝わったものであり、ある種の共通した性格をもっていることである。第二は、文書に現われる氏名とその生卒や略歴が後述する族譜の存在によって相当数確認でき、他者との血縁関係も明らかにしうることである。第三に、黟県では現在なお外国人の立寄が制約されているため、そこで閲覧できる文書は我々にとってなお稀少に属することである。⁽³⁾ それゆえこれらの文書を紹介・考察する意義もまた少なくないと思われる。

なお、本稿執筆にあたって中国社会科学院徽学研究中心の周紹泉教授に格別の御指導を賜った。それは筆者の北京滞在中のみならず、北京を離れた後も書簡によって続けていただいた。本稿が徽州文書について曲がりなりにもなにかしかの情報を提供できるのはひとえに周教授のお力添えによる。その学恩にたいし深く感謝したい。また、北京留学中の新宮学、則松彰文、瀧野正二郎の各氏にも本稿執筆に関わる諸方面での協力を得た。記して謝意を表したい。

二 黟県西遞と胡氏

まず黟県西遞と胡氏について略述しておこう。黟県は安徽省の南端に位置する。「古黟」と称せられ

るようにその歴史は古く、前二二一年の始皇帝の即位とともに県が設置された。⁽⁴⁾ 明清時代は一貫して徽州府に属し、周囲の屯溪、休寧、祁門等とともにいわゆる徽商の経済中心として知られた。さらにまた多数の文人や芸術家を生み出した文化中心でもあった。一九八八年現在、一一郷、二鎮、八四の行政村および七六〇の自然村を擁し、面積約八五八平方キロメートル、人口約九万人（うち農業人口が約八六パーセントを占める）⁽⁵⁾ からなる。

西遞は県城から八キロメートル南に位置し、明清時代には六都に属していた。⁽⁶⁾ 古名を西川あるいは西溪と称した。他の黟県の村落と同じく血縁関係を紐帯とし、商業経済力で支えられた同族聚居村落を形成している。北宋に始まり、明代景泰年間（一四五〇—一四五七）に発展、清代乾隆・嘉慶年間（一七三六—一八二〇）に最盛期を迎えて今に至るまで九〇〇余年の歴史がある。

胡氏はその西遞において多数を占める有力宗族である。伝説によれば、始祖昌翼は唐の昭宗の第一〇子李曄の後裔で、朱全忠が反乱した時に偶然長安にいた婺源の胡三公なる人物に保護され、以後婺源の地で胡姓を称したという。世人は彼のことを「明経公」と称し、子孫も歴代経学に長じていたので、その一族は「明経胡氏」と呼ば

れるようになった。四世令極公の時、兄弟一〇人が一〇派の世系を作り（十干衍派）、令極公はそのうちの壬派の祖となった。

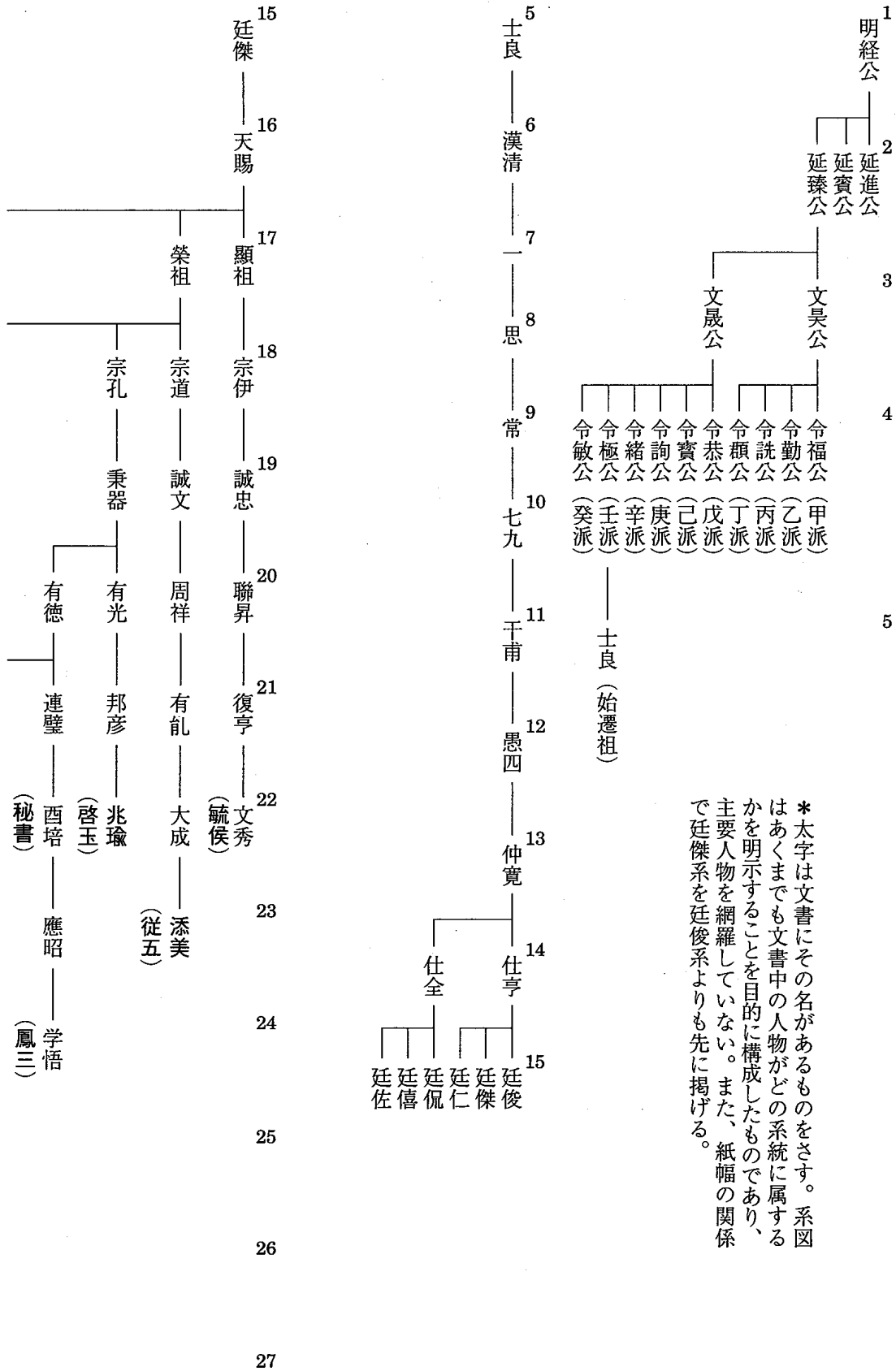
胡氏が西遞に基盤をもったのは壬派五世の士良が宋代元豊年間（一〇七八—一〇八五）に婺源よりこの地に遷居して始遷祖となった時に始まる。遷居して二〇〇年余は依然農業が主体であったが、一五世紀、一五世廷俊・廷傑の世代になると人口増加に伴い官僚や商人になる者が多くなり、経済もこれより発展した。廷俊・廷傑の両系はその後も「枝繁葉茂」して、それぞれ九房、四家を形成し、西遞胡氏の多くは彼らの後裔となった。さらに清代に入ると商人の数が激増して経済的繁栄は頂点に達した。また試験と捐納の二方法によって官僚・士人になる者が続出し、政治の方面でも飛躍的な発展を遂げた。

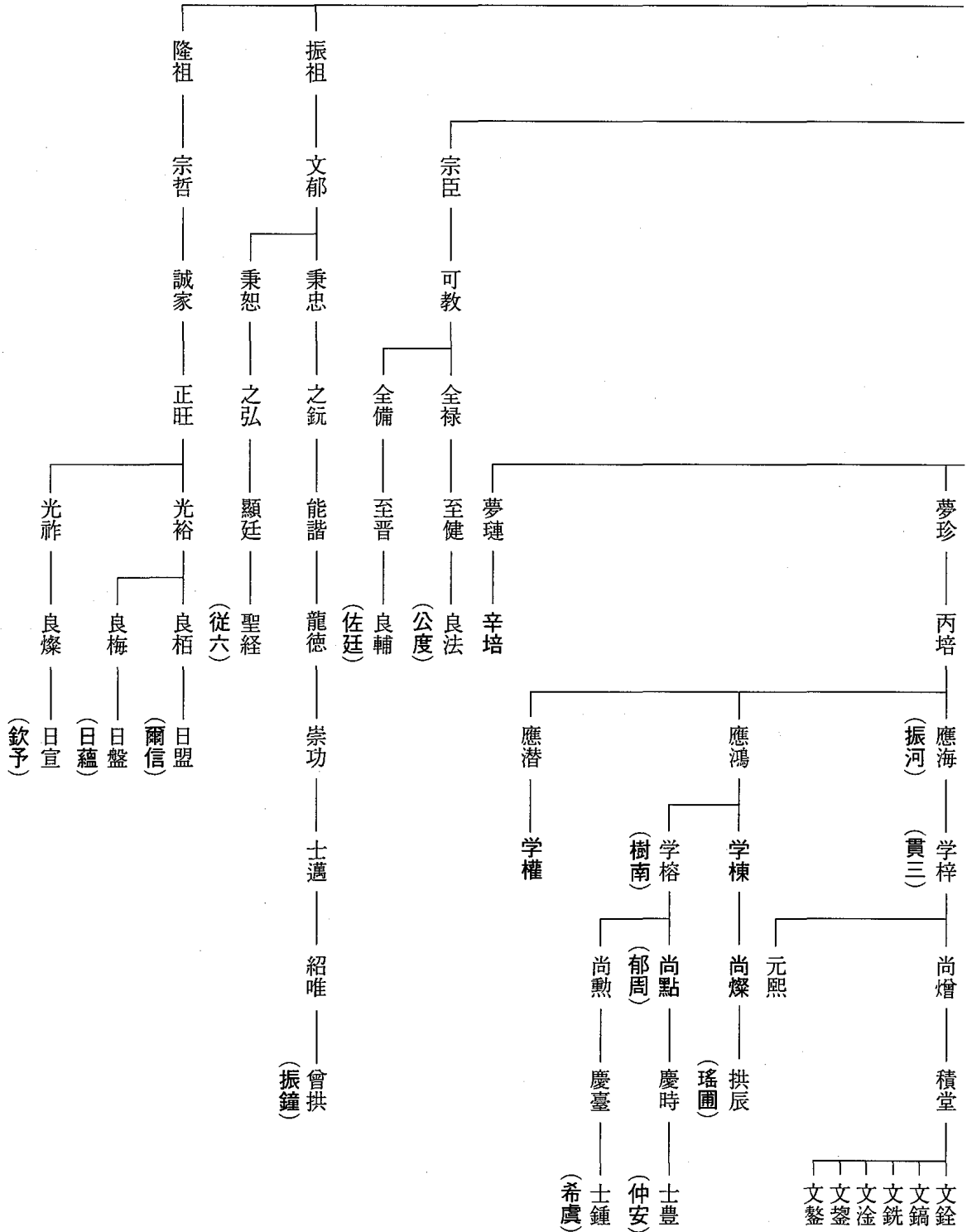
西遞胡氏のなかで文献に残る著名人物としては、嘉靖三五年（一五五六）の挙人で、江西万載県知県および山東膠州知州を勤めた胡文光、「江南六富之一」といわれる代表的な徽商で、巨額な捐金によって碧陽書院をはじめとする公共施設の建設に貢献した胡学梓、その第三子で大学士曹振鏞の女婿となり自身も道光元年（一八二一）に挙人となって浙江各府の知府を歴任、清廉官の評

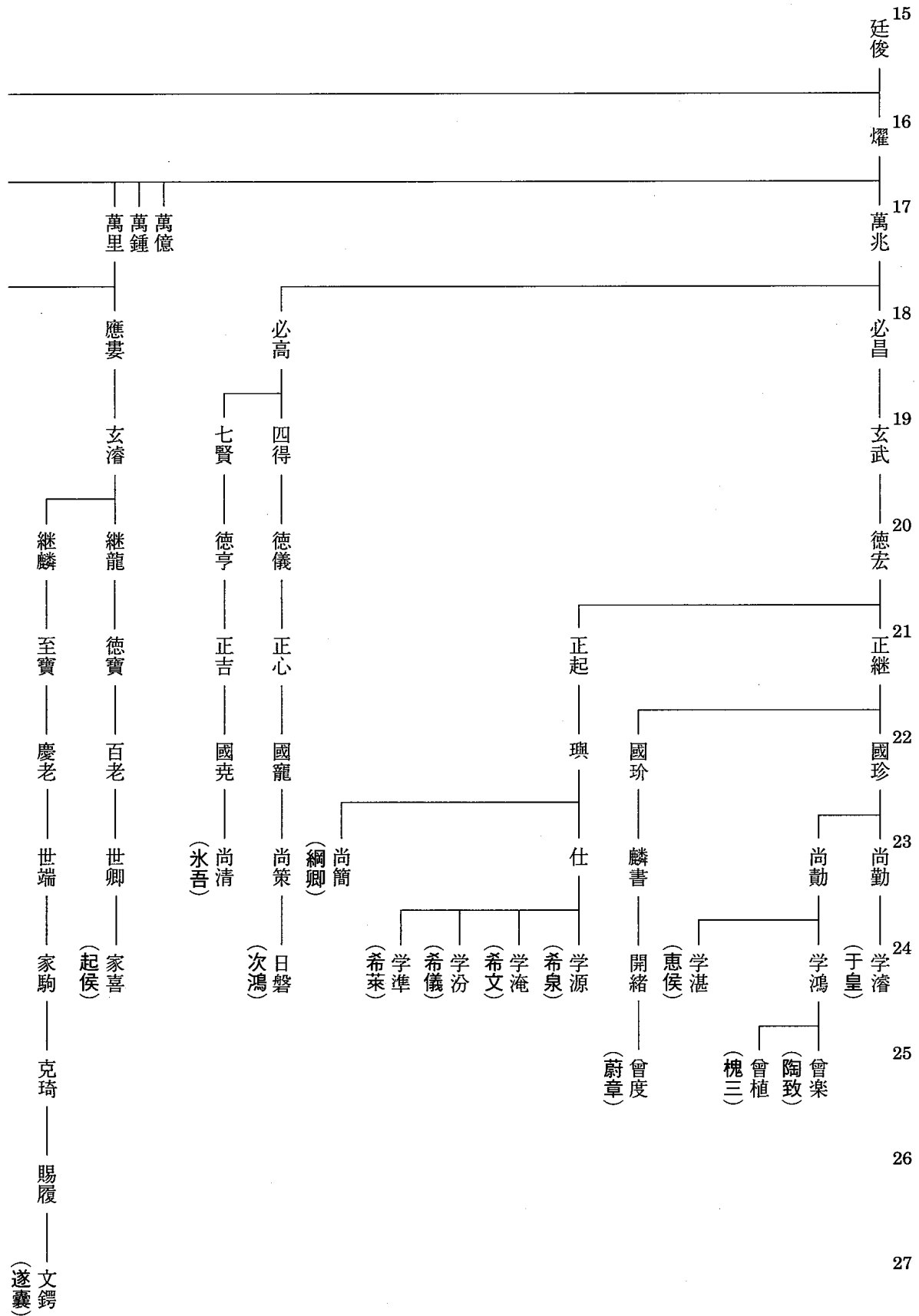
判を得た胡元熙、書画の收藏家として知られ、『筆嘯軒書画録』を始めとする多くの著作を遺した胡積堂など多彩な顔ぶれが挙げられる。さらに近現代においても各界に活躍する人物を輩出した。ちなみに前述の履福堂は胡積堂の故居として知られる。⁽⁷⁾

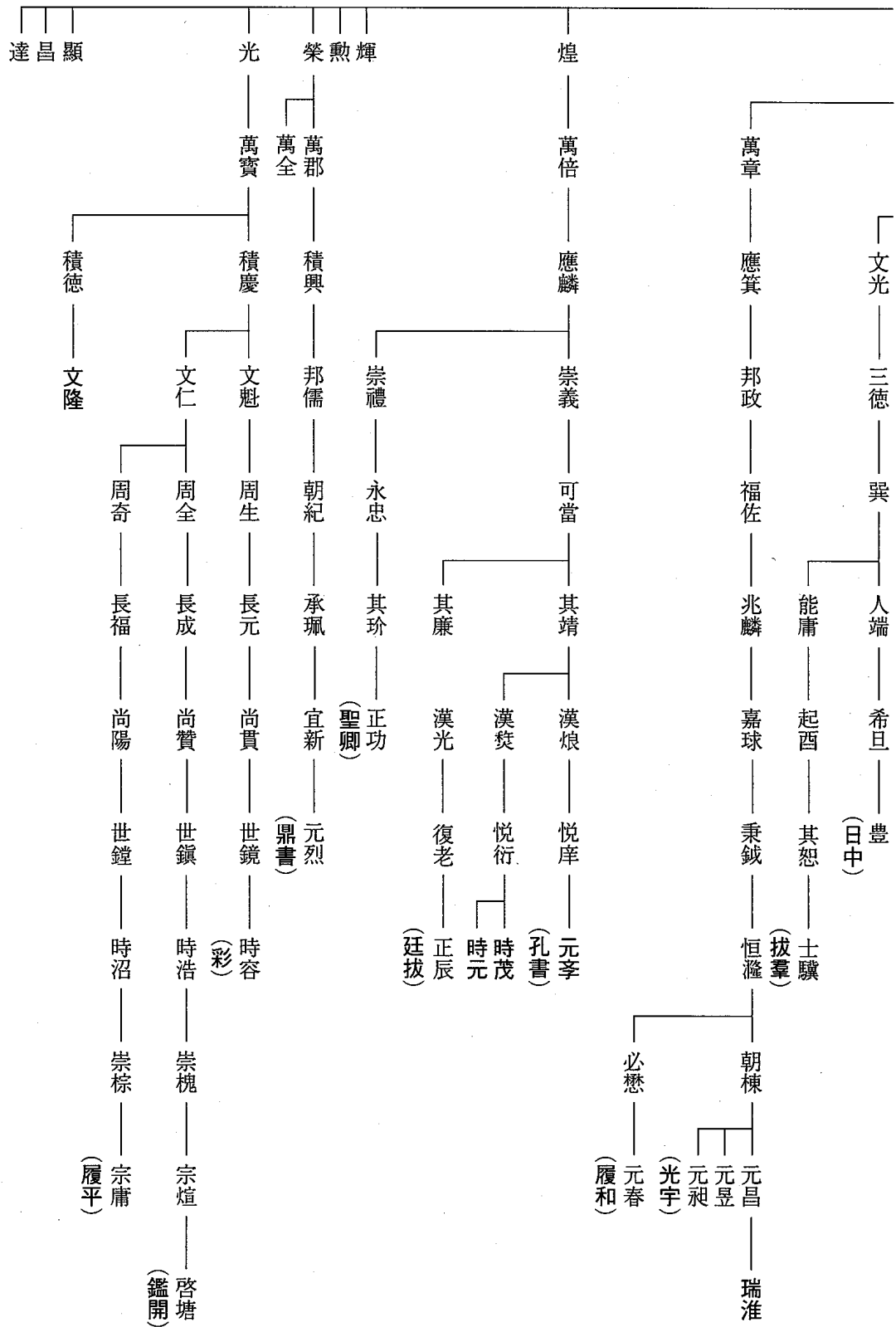
ところで、明清時代の西遞胡氏の全貌は、道光六年（一八二六）に刊行された胡叔咸纂修『西遞明経胡氏壬派宗譜』一二卷（以下『宗譜』と呼ぶ）によって知られる。胡氏の族譜そのものは明嘉靖以来過去に三度編纂されたが、西遞胡氏として独立したものはこれが最初である。⁽⁸⁾ 卷一は序と図を載せる。卷二は五世士良から二〇世までの系図をまとめている。卷三から卷七までは二一世から二五世までを載せる。うち前四卷は廷俊・廷傑の両世系で占められ、最後の卷七に残りの廷仁系、仕全系、および他所に遷居した傍系同族の系図を記す。卷八から卷一二までは二六世から三〇世までを載せる。ここでもその大部分は廷俊・廷傑の両世系で占められ、卷末の卷一二に廷仁系以下の情報がまとめられている。本稿では文書の記載を補う主要文献として併せて利用することにしたい。⁽⁹⁾ また、これに基づき廷俊・廷傑両系を中心とする西遞胡氏の略系図を参考のため以下に掲げる。

《西遞明經胡氏略系図》









三 文書の紹介

文書の配列は発行順とした。収録にあたり俗字の一部はできるだけ旧正字に統一した。文書内の形式の説明には(一)を用いた。文中の脱字と思われるものについては(一)で補い、衍字と思われるものについては(一)で囲んだ。また、固有名詞あるいは実数を記入すべき空欄は○で示した。擡頭については考慮しなかった。

【1】万曆一十七年九月九日黟縣西遞胡法等租佃合同

(前缺) 除本墳前後左右外地、係身與伯佈種、遞年該交硬豆租銀四錢、承將此租以爲守墳之勞。自今還議之後、不得墳之左右上下盜砍竹木、無致人畜侵害。如承不遵此議、聽執理論。今恐無憑、立此承約爲照。

招承合同(半字)

萬曆十七年九月初九日 承約人 胡法 (押) 書

同 伯 胡文隆 (押)

中 見 胡天祿 (押)

これは一三件の文書中唯一の明代でかつ租佃関係の合同、すなわち複数の当事者による合意承諾である。万曆一十七年(一五八九)九月九日、胡法・胡文隆兩名が同じ

西遞内の同族胡姓の地主からその墓地を長年管理していたことへの報酬としてそれまで硬豆租¹⁰として納めていた銀四錢の小作料を免除され、その代わり以後墓地周辺の土地に対して竹木を盗伐したり人畜を侵害したりしないことを割書して約束したことがその内容である。

承約、すなわち承諾書を作成した二名のうち、胡法については不明だが、胡文隆は『宗譜』で名が確認できる。廷俊系一九世で、嘉靖三十一年(一五五二)生、万曆三六年(一六〇八)歿とある(『宗譜』卷二)。二〇世と目される胡法も西遞胡氏と考えられる。

中見は契約時に保証と立会の両役を兼ねた不動産取引仲介者Ⅱ中人をいう。その役を担った胡天祿については、『宗譜』にその名を確認できない。ただし、九世常から分れた一八世九山の項に、旧譜に拠れば九山には三子があり、その一人を天祿と称したというが伝は残っていない(『宗譜』卷二)。

【2】康熙五一年五月一六日黟縣西遞胡辛培売房屋基地

契抄白

立賣契房屋基地弟胡辛培、今因不便、自情愿將承父鬮分土名後村樓屋一所、内取左邊一半、房二間、廳堂一半、

二重倉二間、又中倉壹間、兩半管業、三重樓上左邊倉一間、并樓上廳堂、亦兩半管業、係經理○字○○號、計稅○○整。其屋四至 東至○○、西至○○、南至○○、北至○○。又將前重樓屋一所、房四間、并樓上倉及左邊廚屋、四圍磚墻地脚爲界、本家存大門、兩半來往、係經理○字○○號、計稅○○整、其房屋照依鱗冊現業、新立四至、東至○○、西至○○、南至○○、北至○○、上至青天、下至地脚、門窗板扇磚瓦木石四圍俱全。又將土名水碓碓菜園基地一片、照依圖單現業、聽自豎造、係經理○字○○號、計稅○○、其地四至 東至○○、西至○○、南至○○、北至○○。今將前項拾貳至內、本家毫釐不存、憑中盡行立契出賣與兄名下爲業。三面議定時價值白紋銀壹佰參拾五兩整、其銀當日收足。其屋基地、聽自買主住歇管業。其稅即聽本戶會納。如有來歷不明及重迭交易併內外聲說、盡身之當、不干買主之事。自成一後、各無悔異。如有先悔者、甘罰契外銀四兩整與不悔人用。今欲有凭、立此賣契存照。

康熙五拾壹年五月十六日 立賣房屋基地契弟 胡辛培

聖卿 正功兄

從六 家詳先生

啓玉 兆瑜伯

中見兄 胡聖取

靖侯 九兄

佐廷 羣兄
泌書

從五 添美兄

立合同伯振河、侄學棟、原父置辛培叔土名後村樓屋一所、又土名水碓碓菜園基地一片、全寫一契。後村樓屋學棟分得。其水碓碓基地河分得。其正契學棟收執。今抄白契一紙、河收執。嗣後要用正契、學棟即行檢出、無得異說。恐後無凭、立此合同存照。

乾隆四十年正月○○日 立合同伯 振河 (押)

侄 學棟 (押)

中見 侄 鳳三 (押)

右の文書は康熙五一年(一七一二)に胡辛培が樓屋と菜園基地とを売却したことを証する不動産売渡契約書の写し、およびその六三年後の乾隆四〇年(一七七五)正月にそれらを胡振河と胡學棟とが分割した際に付け加えられた約定の書き込みからなる。正契は學棟が受領・保管したところから、康熙五一年に作成された正契に後半の内容を書き込んだ原件は學棟に渡されたことが推測される。ここで見られるものは振河の手元に残され

たその写しということになる。

まず康熙五十一年の売渡契約から見よう。売主胡辛培については廷傑系二三世で、康熙二〇年(一六八一)生、雍正六年(一七二八年)歿とある(『宗譜』卷六)。右はその彼が父夢璉から分割相続した、土名後村の楼屋二所と土名水碓碓の菜園地一片の合計三か所を紋銀一三五兩で兄某に売却したことを示す。兄某とは従兄の胡丙培(けい)と思われる。

康熙五十一年の売渡契約に連署した多くの中見のうち、『宗譜』からその名を確認できるのは以下の者である。

聖卿は正功と同一人物である。後者が本名、聖卿はその字である。廷俊系二三世で、順治八年(一六五一)生、雍正九年(一七三二)歿とある(『宗譜』卷四)。従六は本名を聖経という。従六はその字。廷傑系二三世に属し、順治一四年(一六五七)生、康熙五二年(一七一三)歿、県学生員で詩経に通じていたという(『宗譜』卷六)。「家詳先生」とはその号と思われる。啓玉は兆瑜と同一人物である。後者が本名、啓玉はその字。廷傑系二三世に属し、順治一〇年(一六五三)生とある(『宗譜』卷六)。「兆瑜伯」とあるが、彼は辛培と同世代に属し、なによえ「伯」というのかは不明である。佐廷は本名を良

輔という。佐廷はその字。廷傑系二三世に属し、康熙一三年(一六七四)生とある(『宗譜』卷六)。「羣兄」の意味は不詳であるが、前後から判断して佐廷をさすものと思われる。泌書という名は『宗譜』に見当たらないが、廷傑系二三世、西培の字は秘書と称した。「泌」は「秘」の誤記であろう。彼は康熙二〇年(一六八一)生で、辛培と同年で同じく有徳の孫にあたる。県学生員で詩経に通じていた(『宗譜』卷六)。従五は本名を添美という。従五はその字。廷傑系二三世に属し、康熙一一年(一六七二)生、乾隆一四年(一七四九)歿とある(『宗譜』卷六)。一三世であるにもかかわらず辛培からみて「添美兄」とあるのは年齢が辛培よりも九歳上であるためであろうか。この他の聖取、靖侯については『宗譜』では確認できない。九兄は前後から判断して靖侯をさすと思われるが、後考を待つ。

次に乾隆四〇年の約定の記載に移ろう。二名の立契者のうちの一人、振河は本名を應海という。振河はその字。廷傑系二三世で、辛培の従兄丙培の子にあたる。康熙四二年(一七〇三)生、乾隆四〇年(一七七五)歿、貢生とある(『宗譜』卷六)。他の一人、学棟は廷傑系二四世で、丙培の孫、振河の甥にあたる。雍正四年(一七二

六) 生、乾隆五一年(一七八六)歿、監生から捐納で州同知になったとある(『宗譜』卷六)。この契約では丙培が辛培から購入したもののうち後村所屬の二つの樓屋と水碓碣屬の菜園基地を一枚の契約にまとめ、前者を学棟が、後者を振河が取得に同意したのがその内容である。

中見の鳳三は本名を学梧という。鳳三はその字。廷傑系二四世で、康熙五一年の契約の際に中見の一人であった秘書の孫にあたる。乾隆一三年(一七四八)生、乾隆五九年(一七九四)歿、監生とある(『宗譜』卷六)。

玖十七兩整、其銀當日收足。其屋聽從買主住歇管業堅造。其稅聽從收割過戸輸納。如有來歷不明及重迭交易併内外人聲說、盡身支當、不干買人之事。自成之後、兩各無愧悔。如有先悔者、甘罰契外銀十兩與不悔〔人〕用。今欲有凭、立此賣契存照。

雍正八年三月〇〇日 立賣契 叔 于皇 姪 蔚章

全弟 惠侯 宗美

姪 陶致 宗聖

槐三 宗大

中見叔 冰吾 樹榮

鼎書 宗如

洪文 叔 烟卿

日中 侄 可鑑

弟 希泉

希文

次鴻

希儀

希萊

起侯

拔英

拔羣

胡彩

【3】雍正八年三月黟縣西遞胡于皇等売房屋基地契抄白
立賣契叔于皇・全弟惠侯・姪槐致・陶三、今因無銀支用、自情愿將承祖圖分得土名後村三間荻廳一堂、又後前進五間樓屋一所、併前後厨屋三堂、西向屋外廁所、係經理重字一千一百^{九十八號}、計地稅^{九釐五分八釐七毫二絲}整。又土名全處園地一片、係經理重字一千一百^{九十八號}、計地稅^{五釐三分五釐}整。東至溪、西至廁所外衆路、南至一千一百廿三號、北至塋。又土名全處塋上地、挨塋三尺、自子承屋後、至子承園地止、係重字一千一百廿三號、計地稅一分七釐。以上五號、照依鱗冊現業、上至青天、下至地脚、四圍牆壁門扇木石、盡行立契出賣與姪名下爲業。三面議定時價值白紋銀二百

上件契内價銀當日收足無欠。

全年〇〇月〇〇日再批 (押) 契

粘司尾虎字百十號

業主收票

六都四圖胡世澤戸丁攀五收

重字百八十九號 土名(土)後村 地玖釐

全 百九十八號 全 地五分八釐七毫二絲

全 全 全 地五毫

全 百九十九號 全 地三分五釐

全 百廿三號 全 地一分七釐

收到六都三圖胡相徳戸丁于皇等辛亥年分糧。

雍正八年十二月廿一日 戸房

右は雍正八年(一七三〇)三月に胡于皇、胡惠侯、胡陶致、胡槐三の四名が連名で作成した不動産売渡契約書の写し、および買主が納税に備えて于皇等四名から雍正九年分の税糧を受領した事実を同年一月二日に県政府(戸房)が確認したことを証明する業主收票の写しからなる。

四名の売主のうち于皇は本名を学濬という。于皇はその字。廷俊系二四世で、康熙八年(一六六九)生とある(『宗譜』卷三)。惠侯は本名を学湛という。惠侯はその

字。于皇の従弟にあたる。康熙三〇年(一六九一)生、雍正九年(一七三一)歿とある(『宗譜』卷三)。文書の記載にある「槐致・陶三」は「陶致」と「槐三」の誤記であろう。陶致は本名を曾樂という。陶致はその字。廷俊系二五世で惠侯の甥にあたる。康熙三五年(一六九六)生、府学生員とある(『宗譜』卷三)。槐三は本名を曾植という。槐三はその字。陶致の弟にあたる。康熙四一年(一七〇二)生、乾隆二七年(一七六二)歿とある(『宗譜』卷三)。文書の記載からこの四名の所有地はいずれも六都三図に属していたことがわかる。彼らは先代から分割相続した後村に属する重字一一八九号(課税額九厘)、一一九八号(課税額五分八厘七毛二糸)、一一九八号(課税額五毛)、一一九八号(課税額三分五厘)、一一三三号(課税額一分七厘)の五か所の土地を紋銀二九七両で同族に売渡したことになる。買主は同じく業主收票の写しの記載から六都四図の胡攀五であることがわかる。攀五は本名を啓柱という。攀五はその字。仕全系二五世で、康熙三四年(一六九五)生、乾隆二年(一七三七)歿、県学の増広生とある(『宗譜』卷七)。

なお、六都三図の胡相徳、六都四図の胡世澤とはそれぞれの図を代表する祖先、もしくはかつての里長の名で

あつたと思われるが、詳細は不明である。

次に多くの中見について触れておこう。氷吾は本名を尚清という。氷吾はその字。廷俊系二三世で、康熙八年（一六六九）生、県学の廩膳生で江蘇揚州府興化県儒学の教諭を勤めたとある（『宗譜』巻三）。鼎書は本名を元烈という。鼎書はその字。廷俊系二三世で、康熙一三年（一六七四）生、乾隆一十四年（一七五九）歿、府学生員で詩経に通じ族譜の編纂に携わつたとある（『宗譜』巻五）。洪文については『宗譜』にその名がなく不詳である。日中は本名を豊、原名を永汾という。日中はその字。廷俊系二三世で、康熙三十九年（一七〇〇）生、乾隆二九年（一七六四）歿、監生とある（『宗譜』巻四）。希泉は本名を学源という。希泉はその字。廷俊系二四世で、康熙八年（一六六九）生、乾隆一三年（一七四八）歿とある（『宗譜』巻三）。希文は本名を学淹という。希文はその字。希泉の弟で、康熙一二年（一六七三）生、乾隆三五年（一七七〇）歿とある（『宗譜』巻三）。次鴻は本名を日磐という。次鴻はその字。廷俊系二四世で、康熙二三年（一六八四）生とある（『宗譜』巻三）。希儀の本名は学汾という。希儀はその字。希泉の弟で、康熙二十七年（一六八八）生、乾隆二十三年（一七五八）歿とある（『宗譜』巻三）。

『宗譜』巻三。希萊は本名を学準という。希萊はその字。

希泉の弟で、康熙一九年（一六九〇）生、乾隆二八年（一七六三）歿とある（『宗譜』巻三）。起侯は本名を家喜という。起侯はその字。廷俊系二四世で、康熙一九年（一六九〇）生、乾隆二十三年（一七五八）歿とある（『宗譜』巻三）。拔英については『宗譜』にその名がなく不詳である。拔羣は本名を士驥という。拔羣はその字。廷俊系二四世で、康熙四一年（一七〇二）生、乾隆二十五年（一七六〇）歿、県学の優廩生で詩経に通じていたとある（『宗譜』巻四）。胡彩は本名を時溶という。彩はその乳名。廷俊系二四世で、康熙五五年（一七一一）生、乾隆六〇年（一七九五）歿とある（『宗譜』巻五）。中見に名を連ねたときは未成年であつたため乳名を用いたのであろうか。

蔚章の名は于皇の下に書かれているが、胡彩に続く中見の一部とみなされる。蔚章は本名を曾慶という。蔚章はその字。廷俊系二五世で、康熙二九年（一六九〇）生、乾隆二二年（一七五七）歿とある（『宗譜』巻三）。宗美以下、宗聖、宗大、樹榮、宗如、可鑑の二五世と目される六名についても中見とみなされるが、いずれも『宗譜』からは特定できない¹²⁾。ただし、烟卿は網卿ではなか

ろうか。綱卿を字にもつ尚簡は廷傑系二三世、康熙三四
年(一六九五)生、乾隆三二年(一七六七)歿とある
(『宗譜』卷三)。希泉ら四名の叔父にあたり、その可能
性が高い。子承も人名かもしれないが、定かではない。

【4】乾隆一二年四月一日黟県西遞胡日蘊借據

立借字弟日蘊、今借到兄○○名下溪東石塆、加石脩砌、
搭橋過溪、通行大路。恐後無凭、愿立借字、付兄收執爲
凭。其橋聽自永遠通行。兩無異說。立此借字存照。

乾隆拾壹年四月初一日 立借字弟 日蘊 (押)

中見親人 程公權 (押)

叔 毓侯 (押)

代筆 兄 欽予 (押)

これは乾隆一二年(一七四六)四月一日に胡日蘊が彼
の所有地と川を隔ててその東側にある兄某名義の諸物件
を借り受けた証書である。ただし借用期間や代価などの
記載はない。

借用証書の作成人である日蘊はまたの名を日盤という。
廷傑系二三世で、康熙四七年(一七〇八)生、程氏を
娶ったとある(『宗譜』卷六)。

中見でかつ親戚である程公權の詳細は不明であるが、

日蘊の妻が程氏であることから、その外戚と思われる。
日蘊がまだ若く外戚の立会を必要としたのであろう。同
じく中見の毓侯は本名を文秀という。毓侯はその字。廷
傑系二三世で、康熙一〇年(一六七二)生、県学の増広
生として詩経に通じていた(『宗譜』卷六)。代筆は文字
通り文書の代理作成を担った者であるが、契約の際に押
署することから中人の一種とみなされる。ここで代筆を
勤めた欽予は本名を日宣という。欽予はその字。廷傑系
二三世で日蘊の従兄にあたる。康熙一九年(一六八〇)
生とある(『宗譜』卷六)。

【5】乾隆二二年一二月黟県西遞胡元季当地契

立當契侄元季、今因不便、自情愿將祖遺二房廳前右邊菜
園一犁、係經理菜字○○號、計稅○○整。其菜地、東至
○○、西至○○、南至○○、北至○○。四至内盡行立契、
出當與叔○○名下爲業。三面議定時值當價銀九七色伍錢
整、其銀當日收足。其地聽從管業種業。併無重迭交易。
及内外人聲說、是身支當、不干當人之事。其成之後、各
無悔異。今欲有凭立、此當契存照。

乾隆二十一年十二月○○日 立當契侄 元季 (押)

中見侄 新育 (押)

右は乾隆二十二年（一七五六）一二月に胡元季が先代の遺した菜園地一犁を当時の相場価格である九七色五錢で叔某に質入した抵当契約書である。「犁」は土地面積の単位を、「九七色銀」とは当時の人々によつて九七パーセントの品位と目されていた銀をいう。「二房庁」とはその名から廷俊の次子煌の祠をさすものと思われる。

質入主である元季は廷俊系二四世で、康熙四一年（一七〇二）生、乾隆二十七年（一七六二）歿とある（『宗譜』卷四）。中見の新育については『宗譜』からはその名を確認できないが、二五世であることが示されている。

【6】乾隆二十四年九月黟縣西遞胡阿李等売地赤契

立賣契嫂胡阿李、同男時茂、今因不便、自情愿將承祖鬮分、土名楊樹下井地三步五分、係經理菜字九百四十貳號、計地稅壹釐參毫整、其地東至〇〇、西至〇〇、南至〇〇、北至〇〇、以上四至內、照依鱗冊現業、本家毫釐不存、凭中盡行立契出賣與叔〇〇名下爲業。三面議定時價值白紋銀柒錢整、其銀當日收足。其地并聽從買人管業。其稅聽從收割過戸輸納。如有來歷不明及重迭交易、併內外人聲說、盡身之當、不干買人之事。自成之後、各無悔異。今欲有凭、立此賣契永遠存照。

乾隆二十四年九月〇〇日 立賣契嫂 胡阿李（押）

同 男 時茂（押）

代筆中見 孔書（押）

上件契價內銀、盡行當日收足無欠。

全年〇〇月〇〇日再批 契（押）

右は乾隆二十四年（一七五九）九月に胡阿李とその息子時茂が先代から分割相続した土名楊樹の土地を叔某に当時の相場価格である紋銀七錢で売却した際に作成された売渡契約文書である。これは文書中唯一の赤契、すなわち税契して官の朱印認定を受けた契約書で、白契、すなわち朱印認定のない個人間の契約書であるこれ以外の文書とは性格を異にする。

売主の一人の時茂は廷俊系二四世で、康熙五八年（一七一九）生、乾隆四九年（一七八四）歿とある（『宗譜』卷四）。もう一人の胡阿李については不明の点があるが、時茂の父、悦衍が「汪氏を娶り、李氏を継す」（『宗譜』卷四）とあることから悦衍の後妻かと思われる。悦衍が乾隆二〇年（一七五五）に死んだことも影響してか、その息子とともに土地売却に及んだものである。ただし売地は井地で、その面積は三步五分（約九平方メートル）にすぎない。

代筆と中見とを兼ねた孔書については、前出の元孝が乳名を孔書といい、没年も乾隆二七年(一七六二)であることから、該当者の可能性が高い。乳名を用いたのは元孝が時茂と近い関係(七親等)にあるためだろうか。

なお、文書の最後から二行目は「上件契内價銀、當日盡行收足無欠」ではなからうか。

【7】乾隆二九年一〇月黟縣西遞胡阿余典廁所契

立典契房東胡阿余、今因不便、日給無惜、自情愿(將)土名西園廁所壹箇、三面議定拾年整、凭中出典與僕人王〇〇名下。三面議定當得典價九七色銀陸兩整、其銀當日收足。其廁所即聽典人管業應用。如有來歷不明及重迭交易、併内外人聲說、盡身之當、不管典人之事。今欲有凭、立此典契存照。

乾隆貳十九年十月〇〇日 立典契房東 胡阿余 (押)

代筆 胡祥遠 (押)

中見 胡公度 (押)

これは乾隆二九年(一七六四)一〇月に胡阿余なる人物がその奴僕王某にたいして土名西園所屬の便所を一〇年の期間で質入し、代価として九七色銀六兩を受領することを約した抵当契約書である。質入主の胡阿余につい

てはここでは不明。【6】の例からみて胡氏に嫁いだ余氏であると推測される。代筆の胡祥遠についても不明。中見の胡公度については、本名を良法、原名を鼎法という。公度はその字。廷傑系二世で、康熙一〇年(一六七一)生とある(『宗譜』卷六)。

【8】乾隆三二年一二月黟縣西遞胡阿余推單

立附局推單胡阿余、原賣土名西園、業字九百四十四號、計地稅五釐整、其稅自六都三圖胡湧泉戸丁權名下、推入本都五圖胡鐘岳戸丁名下輸納。再不到局面會、立此推單爲照。

乾隆參拾貳年十二月〇〇日 立推單 胡阿余 (押)

代筆 元繡 (押)

經之過收六釐五

右は乾隆三二年(一七六七)一二月に前出の胡阿余と同一人物と思われる者がかつて売却した土名西園に屬する土地台帳の名義を六都三圖の「權」から六都五圖の別人へ変更することを認めた推單、すなわち不動産名義變更登録である。六都三圖の胡湧泉と五圖の胡鐘岳とは、【3】にみる胡相徳、胡世澤と同様、それぞれの図を代表する祖先、もしくはかつての里長の名と思われる。元

の名義人である「權」とは、廷傑系二四世で、乾隆一八年（一七五三）生、道光二年（一八二二）年歿の学權と
思われる（『宗譜』卷上六）。彼は余氏を娶っていることか
ら胡阿余はその妻と推測される。彼女は夫からその土地
を譲り受け、名義を変更しなのまま別凶に売却したので
あるうか。代筆の胡元繡についても『宗譜』にその名を
見出せない。

なお、「經之過收六釐五」は「經之過收五釐」である
べきだが、この事情は定かでない。

【9】乾隆三九年一二月黟縣西遞胡元庸当菜園地白契

立賣契姪元庸、今因不便、自情愿將承祖鬪分得土名元旋
堂右邊菜園地壹犁、係經理菜字〇〇號、計地稅〇〇、其
地東至〇〇、西至〇〇、南至〇〇、北至〇〇、以上四至、
照依鱗冊現業、盡行立契出賣與叔〇〇名下爲業。三面議
定當得元絲色銀壹兩整、其銀當日收足。其地聽從買人管
業、其稅聽從收割過戸輸納。如有來歷不明、自有賣人之
當。并内外人聲說、盡身之當。今欲有凭、立此當契存照。

大清乾隆卅玖年十二月〇〇日 立當契 元庸（押）

中見 時源（押）

これは乾隆三九年（一七七四）一二月に胡元庸がその

叔某に土名元旋堂（14）に属する菜園地一犁を元絲色銀一兩
で質入した土地抵当契約書である。「元絲色銀」とは乾
隆時代以来、江南に広く普及した小銀錠である元絲銀、
またはそれに近い品位の銀を示す。

質入主である元庸は廷傑系二四世で、康熙五十一年（一
七一二）生、乾隆五四年（一七八九）歿とある（『宗譜』
卷四）。中見の時源に関して廷傑系二四世に康熙五九年
（一七二〇）生の時元という同じ発音の者がいる。同一
人であろうか（『宗譜』卷四）。

【10】乾隆五二年一月黟縣西遞胡樹南買産契並清業文書

抄白

契買廷拔屋地、土名楊樹下、菜字九佰四拾貳號、計地稅
參分伍釐、改造後前三間樓屋、今貫〔三〕分得後堂參間、
樹〔南〕分得前堂三間、中間墻心爲界。又〔契〕買廷拔
土名楊樹下屋地、菜字〇〇、計地稅伍釐貳毫、又契買爾
信土名楊樹下屋地菜字九佰四拾貳號、計地稅壹分捌釐、
兩契改造曬樓一所、貫〔三〕分在東、樹〔南〕分在西、
中間墻心爲界。共契參帑、付樹收執。日後要查正契、隨
即檢出、毋得推諉。立此抄白存據。

乾隆伍拾貳年正月〇〇日 立抄白弟 樹南（押）

中見姪 尚燦 (押)
奉書男 尚點 (押)

これは乾隆五二年(一七八七)正月に胡貫三と胡樹南とが胡廷拔と胡爾信とから購入した、ともに土名楊樹下に属する家屋の敷地を折半した時に交わされた契約書で、全部で三部作られ、正契は樹南が、写しは貫三が受領・保管したものである。ここに遺されたものは貫三が受領・保管したものであろう。

貫三は西遞胡氏の著名人物のなかで紹介した学梓の字である。廷傑系二四世で、雍正十一年(一七三三)生、乾隆五九年(一七九四)歿とある(『宗譜』卷六)。【2】で登場した胡振河はその父にあたる。樹南は本名を学榕という。樹南はその字。廷傑系二四世で、雍正十一年(一七三三)生、乾隆五四年(一七八九)歿、主簿から捐納にて県丞になった人物で、貫三とは同年の従兄弟にあたる(『宗譜』卷六)。

彼らが折半した土地とは一つは土名楊樹下に属する家屋敷地でそれを三間の楼屋に改造したものである。もう一つは同じく胡廷拔と胡爾信とのそれぞれから得た、ともに楊樹下に属する家屋敷地で、これら二つを合せてそこを乾燥場に改造したものである。

廷拔については『宗譜』に二名のその字をもつ人物が見られる。一人は本名を正辰といい、廷俊系二四世の監生で、康熙二十四年(一六八五)生、乾隆二十七年(一七六二)歿とある(『宗譜』卷四)。もう一人は本名を必棋といい、廷俊系の二五世、乾隆四十七年(一七八二)生である(『宗譜』卷六)。立契時に生存していたのは後者であるが、わずか五歳であることから前者の可能性が高い。爾信は本名を日盟という。爾信はその字。廷傑系二三世で、康熙三十五年(一六九六)生とある(『宗譜』卷六)。

中見の尚燦は廷傑系二五世で、学棟の子にあたる。乾隆十三年(一七四八)生、嘉慶二十四年(一八一九)歿、監生から捐納にて州同知になったとある(『宗譜』卷六)。奉書は代筆と同じにみなされる。その奉書を勤めた尚點は樹南の子、尚燦の従弟にあたり、乾隆二十七年(一七六二)生、貢生とある(『宗譜』卷六)。

【11】嘉慶二十一年三月歿、北郷許村汪華三等立墨據、立墨據歿、北郷許村汪華三、全侄光遠。情因家貧、于本年二月、將生女保伉凭媒婚賣于黟邑胡宅爲婢女。向病患腹痛不時發作。本家延醫調治、實患蟲蠱。本月初七日、女在胡門病患又發。胡姓請醫服藥無効。因訊問女、知女

在家向有舊病。于十五日着媒胡啓林尋至身家訊問女病向用何方醫治、並請身親看。身至漁亭、悞聽閑言、耽阻三日、女已病故。胡姓殮女、未擅蓋棺。身子廿一日全侄・媒至胡門。胡姓指視女屍棺看明、女死實在病故。將棺掩蓋、身親手釘鍵。愿立墨據、凭胡掩埋、並無異議、立此墨據存照。

嘉慶貳拾壹年三月〇〇日 具墨據人 汪華三 (押)

全侄 光遠 (押)

右は嘉慶二一年(一八一六)三月、歙縣に隣接する歙縣北郷許村に住む汪華三が胡氏に婢女として売婚、すなわち婚礼の形をとって売与した娘の死因とその処理について確認したことを記録に残し、胡氏に与えて証拠として保管させた墨拠、すなわち後日の異議申し立てを防ぐため文書で書き残した証拠である。以下その墨拠の内容の大約を掲げる。

汪華三は経済的な事情により嘉慶二一年二月、実の娘の保仿を歙縣の胡氏宅に売婚して婢女とした。娘は胡氏のもとに来て以来腹痛が続き、度々発作を起こした。胡氏が医者を呼んで診察させたところ、娘は寄生虫病を患っていることが判明した。二月七日、娘は胡氏宅で病が再発した。胡氏は医者を呼んで薬を与えたが、効果は

なかった。娘に尋ねたところ、娘には実家にいるときからその病があつたことがわかつた。一五日に媒人胡啓林に実家を探させ、前にはどのようなやり方で娘の病を治したのかを尋ね、あわせて身内が看病に来ることを求めた。華三は漁亭まで来ると、そこでいらぬ噂を耳にしたため、三日手間取つた。そのため娘はすでに死んでしまつた。胡氏は娘を棺に納めたが、まだ勝手に蓋をしなかつた。二一日、華三と光遠、それに胡啓林の三名は胡氏宅に到着した。胡氏は娘の遺体を納めた棺を示して見定めさせたが、娘の死は本当に病気によるものであつた。そこで棺の蓋を覆い、華三みずから棺に釘を打って封じ、胡氏に埋葬を委ねることにした。

歙縣北郷許村は西遞の東南に位置し、横江という河を通つて西遞に入る。途中、漁亭という中継地を経由する。汪華三らはこの漁亭で風聞を得て娘の死因に疑念が生じたために三日間様子をうかがつたのであろう。周教授の御教示によると、当時婢女が主家の酷使によって過労死することは常態であり、保仿の死因を寄生虫病としたのも告訴を免れるためだつたかもしれないという。汪華三らが西遞に遅着したのもこの背景があつたためか。媒人の胡啓林については歙縣北郷許村に住居を構える

者で、西遞胡氏とは血縁である可能性が高い。彼はこの関係から日頃胡氏に婢女を斡旋していたのであろう。

道光五年十月〇〇日 立議單姪 光宇 (押)
履和 (押)
姪媳 胡汪氏

【12】道光五年一〇月黟縣西遞胡光宇等議單

立議單光宇、履和、緣身全長嫂胡汪氏 (與弟履和)、承祖置買亨公會地稅九釐四毫、土名後村、重字一千百九十七號、湊造四合三間樓屋壹所、及續置本家全業於嘉慶十一年議價陸佰兩、議賣未果。今因管業不便、自情愿照前議契價、立契杜賣與郁周妹名下爲業。所有議款、開列于後。

依議叔 郁周 (押)
命子瑞淮代押 (押)

一議 屋價銀陸佰兩正、九四色河平九六兌交業兌價。賣人照數書立收字。併前光宇全母兄嫂立有議單壹帑、賣契壹帑、及本屋來脚老契、全付買人收執。餘無外價及搬移等費。

この文書は道光五年(一八二五)一〇月に胡光宇、胡履和、胡汪氏の三者が土地を叔しゆくの胡郁周の妹まに永代売却した際の議單、すなわち契約者間で交わされた約定書である。

その土地とは、先代が購入した後村に属する亨公會(16)の敷地を譲り受けてそこに三間四方の四合樓屋一所を建造した所と、さらにその後の嘉慶一年(一八〇六)の協議価格である銀六〇〇両で購入した本家の全不動産で、売価が未協議のままのものをさす。

一議 本屋神主、于交業日、本家先行請去。
一議 中金照契價、計銀陸拾兩、出業之家領去分攤。内除銀拾兩付元旻中資。其銀存買人處、候元旻姪回家書立領字兌付。
以上所議、兩相情愿、照議施行。一樣兩張、買賣各執壹張存據。

合議兩張 (半字)

約定書を作成した三名の一人である光宇は本名を元昶という。光宇はその字。廷俊系二六世、乾隆三八年(一七七三)生の監生である(『宗譜』卷九)。もう一人の履和は本名を元春という。履和はその字。同じく廷俊系二六世、乾隆三九年(一七七四)生で、光宇とは従兄弟同士にあたる(『宗譜』卷九)。なお光宇には元昌と元昱という二人の兄がいた。元昌は汪氏を娶り、次子を瑞淮と

名付けた（『宗譜』卷九）。ここから胡汪氏は光宇の兄の元昌の妻であったことが判明する。瑞淮は乾隆五十一年（一七八六）生（『宗譜』卷九）。恐らくは二五世朝棟から譲り受けた土地を売却したものである。郁周は【10】で代書人を勤めた尚點の字である。

ここで確認された約定は、第一に屋価としての銀六〇〇両を代価とし、それ以外の費用はないこと、第二に本屋内にあった祖先の位牌は売主側が撤去を願ひ出ること、第三に手続費は地価の一割である銀六〇両とし、売主側が均等負担すること、などである。約定中にその名が見られる元旻は「中資」（仲介費）を領収することから、その中人とみなされる。ただし、その役割は専ら斡旋や仲介にあつたと思われ、中見として押署していない。名前からだけしか判断できないが、光宇らと近い関係にある廷俊系の同世代と推測される。

なお、ここでいう銀六〇〇両とは「九四色河平九六兌」であるという。これは河平という平ばかりを用いて量つた九四パーセントの品位の銀をさらに〇・九六で除して流通銀両に兌換して六〇〇両にしたものと思われる¹⁷。

【13】道光二五年二月黔西遞胡希虞典屋契

明清黔西遞胡氏契約文書の検討

立典契姪希虞、今因需用、自情愿將承父鬪分得土名後村三間樓屋壹所、板壁倉房水梘均全、及續裝兩邊閣廂、廳後三間樓、厨屋壹間、其屋東至仲安弟毗連隔間墻心、西至巷心大門通行路道、南至仲安弟墻、北至巷心耳門通行路道、央中盡行出典與瑤圃伯名下爲業。三面議定典價九五曹平九四足色銀貳佰玖拾兩整、其銀當日收足無欠。其屋聽從管業修改居住。嗣後永不加典、銀不起利、屋不起租、議典拾貳年爲期。期滿聽備原價贖回。未典之先、並無當押情事。儻有外人聲說、盡是出典人支當、不涉受典人之事。自成一後、兩無悔異。今欲有凭、立此典契存照。

再批。改厨字一箇、塗廳字一箇、填聽字一箇。又照。

希虞（押）。又批。塗耳大二字、填大耳二字。又照。

希虞（押）。再批。中資九四曹平九四色銀拾肆兩伍錢

整、係受典人預先兌出。期滿之日、取贖各認壹半。

如期未滿贖回、出典人全認、并認搬移元貳拾兩。日

後屋內修理檢蓋工費、出典者認。又照。希虞（押）。

道光貳十五年二月〇〇日 立典契姪 希虞（押）

凭中 叔 振鍾（押）

兄 遂囊（押）

穎齋（押）

履平（押）

徳元 (押)

鑑開 (押)

これは道光二五年(一八四五)二月に胡希虞が父から分割相続した家屋を伯の胡瑤圃のに質入することを約した抵当契約書である。質入代価は「九五曹平九四足色銀二九〇両」とある。曹平とは元来漕銀の秤量に用いられ、のちに民間に互用された平をさす。華中にこの名をもつ平が多いという⁽¹⁸⁾。九五曹平とはその平で量った時の一〇〇両は曹平の九五両にあたるものをさす。また、足色銀とは伝統的、経験的な中国式品鑑定法に基づく最高品位の銀をいう。紋銀と同じ意味に使われていると思われる。九四足色銀とはその九四パーセントの品位の銀の意味であろう。借用期限は一二年とされ、質入主に対して満期後の原価による買い戻しを保証している。

質入主の希虞は本名を士鍾という。希虞はその字。廷傑系二七世で嘉慶一〇年(一八〇五)生という(『宗譜』卷一二)。質取主の瑤圃は本名を洪辰という。瑤圃はその字。廷傑系二六世、乾隆四八年(一七八三)生の監生という(『宗譜』卷一一)。敷地の東南は弟の仲安の敷地である。仲安は本名を士豊という。仲安はその字。廷傑系二七世、嘉慶二三年(一八一八)生の県学生員で、希

虞とは六親等にあたる(『宗譜』卷一二)。

凭中の語義は仲介人を立てることであり、ここでは中見と同義に使われていると思われる。うち四名は『宗譜』でその存在が確認できる。振鍾は本名を曾洪という。振鍾(振鐘)はその字。廷傑系二六世、乾隆五五年(一七九〇)生とある(『宗譜』卷一二)。遂囊は本名を文鏢、原名を文縛という。遂囊はその字。廷俊系二七世、乾隆四九年(一七八四)生の県学生員とある(『宗譜』卷九)。履平は本名を宗庸という。履平はその字。廷俊系二六世、乾隆五六年(一七九一)生、道光三年(一八二三)歿とある(『宗譜』卷一一)。鑑開は本名を啓塘という。鑑開(鑒開)はその字。廷俊系二七世、乾隆五九年(一七九四)生とある。穎齋と徳元の兩名については未確認である(『宗譜』卷一〇)。

なお、この契約書には三つの追加確認事項が設けられている。前二者は契約書の文面に加えた修正内容を示している。最後のものは手続等の費用の出所や分担を定めている。その中に現われた中資とされる「九四曹平九四足色銀」も先の解釈に従えば、その一〇〇両が曹平の九四両にあたる平で量った九四パーセントの品位の銀となる。

表A	文書名	立契年月	立契者	宛名	地名
【1】	租佃合同	万曆17年9月	胡法・胡文隆	胡氏	?
【2】	売房屋基地契抄白	康熙51年5月	胡辛培	胡丙培	後村・水碓碓
	分業合同	乾隆40年正月	胡振河・胡学棟		後村・水碓碓
【3】	売房屋基地契抄白	雍正8年3月	胡子皇等四名	胡攀五	後村
	業主収票抄	雍正8年12月	戸房	胡攀五	後村
【4】	借據	乾隆11年4月	胡日蘊	胡氏	溪東石塹等
【5】	当地契	乾隆21年12月	胡元孝	胡氏	二房庁前
【6】	売地赤契	乾隆24年9月	胡阿李・胡時茂	胡氏	楊樹下
【7】	典厠所契	乾隆29年10月	胡阿余	王氏	西園
【8】	推単	乾隆32年12月	胡阿余	胡氏	西園
【9】	当菜園地白契	乾隆39年12月	胡元庸	胡氏	元旋堂右辺
【10】	売産契等抄白	乾隆52年正月	胡樹南	胡貫三	楊樹下
【11】	墨據	嘉慶21年3月	汪華三・汪光遠	胡氏	
【12】	議単	道光5年10月	胡光宇等三名	胡郁周妹	後村
【13】	典屋契	道光25年2月	胡希虞	胡瑤圃	後村

四 若干の考察

まず全体的な考察に供するため、以上に紹介した文書の概要を表にする《表A》。

た歴史事実についての情報はいずれもみな貴重なものを含んでいよう。個々に挙げられた具体的な契約者の氏名および不動産とその西遞内における位置は同族内での不動産移転の実態を明らかにしている。また税額、買値や

これらはすでに明らかかなように万曆一七年（一五八九）から道光二五年（一八四五）までに作成された文書で、なかでも乾隆時代のものがその中心を占めている。まず立契者は【11】の特殊なものを除けば、すべて西遞胡氏であることが指摘できる。また、宛名も【7】を除けばすべて胡姓である。さらに取引の対象とされた不動産の所在も基本的に西遞を越えない。従ってこれらの文書は主として同族同士が同一村内にある物件の処理のために交した契約であるとみてさしつかえないであろう。

さて、これらの文書に示され

抵当価等の取引額、地価等はそれぞれに数値データが示されていて、明清徽州経済の数量分析に有益なだけに止まらず、黟県と他の地方との比較をも可能にする。さらに婢女の死亡処理をめぐる【11】のような記事も当時の人身売買契約に関する興味深い内容を呈している。しかしながら、一三件という限られた数は、これらを史料として用いて何かしらのまとまった問題をそこから抽出するには必ずしも多いとはいえない。それゆえ本稿ではとりわけ中人とその人的関係という一つの側面にのみ焦点をしばって若干の考察を試みた。なぜならば前述のように文書には多くの中人が現われ、しかも『宗譜』から立

契者や中人相互の関係が具体的にわかるため、それについての情報は文書が提供する最もまとまったものといえるからである。中人は民間における公証機能を果たす者として契約の際の役割がとくに注目されてきた存在である。⁽¹⁹⁾ここでは同族社会における不動産取引の際、その人選の在り方、契約者との関係、さらには構成に見られる特徴はいかなるものであるかが主要関心となる。そこで以下、他と趣を異にする【11】を除いた残りの文書から中人についての情報を再整理して表にまとめ《表B》、そこから浮び上がってくるいくつかの傾向を指摘してみたい。

表B		立契者				宛名				中人				
		氏名	世系	世代	年齢	氏名	世系	世代	年齢	名称	氏名	世系	世代	年齢
【1】	胡法	胡文隆	廷俊	⑳	?	胡氏	?	?	?	中見	胡天祿	?	?	?
【2】	胡辛培	廷傑	⑳	三一	胡丙培	廷傑	㉒	三六	中見	胡聖卿	廷俊	㉒	六一	
										中見	胡從六	廷傑	㉒	五五
										中見	胡啓玉	廷傑	㉒	五九
										中見	胡聖取	?	㉒	?
										中見	胡靖侯	?	㉒	?

													【3】							
											胡槐三	胡陶致	胡惠侯	胡子皇	胡学棟	胡振河				
											廷俊	廷俊	廷俊	廷俊	廷傑	廷傑				
											②⑤	②⑤	②④	②④	②④	②③				
											二八	三四	三九	六一	四九	七二				
														胡攀五						
														仕全						
														②⑤						
														三五						
中見	中見	中見	中見	中見	中見	中見	中見	中見	中見	中見	中見	中見	中見	中見	中見	中見	中見	中見		
胡宗聖	胡宗美	胡蔚章	胡彩	胡拔羣	胡拔英	胡起侯	胡希萊	胡希儀	胡次鴻	胡希文	胡希泉	胡日中	胡洪文	胡鼎書	胡水吾	胡鳳三	胡從五	胡秘書	胡佐廷	
?	?	廷俊	廷俊	廷俊	?	廷俊	廷俊	廷俊	廷俊	廷俊	廷俊	廷俊	?	廷俊	廷俊	廷傑	廷傑	廷傑	廷傑	
②⑤	②⑤	②⑤	②④	②④	②④	②④	②④	②④	②④	②④	②④	②④	②③	②③	②③	②③	②④	②③	②②	②②
?	?	四〇	一四	二八	?	四〇	四〇	四二	四六	五七	六一	三〇	?	五六	六一	二七	四〇	三一	三八	

	【12】	【10】	【9】	【8】	【7】	【6】	【5】	【4】	
	胡汪氏 胡履和 胡光宇	胡樹南	胡元庸	胡阿余	胡阿余	胡時茂 胡阿李	胡元李	胡日蘊	
	廷俊 廷俊 廷俊	廷傑	廷俊	廷傑	廷傑	廷俊 廷俊	廷俊	廷傑	
	②⑥ ②⑥ ②⑥	②④	②④	②④	②④	②④ ②③	②④	②③	
	? 五一 五二	五四	六二	?	?	四〇 ?	五四	三八	
	妹 胡郁周	胡貫三	胡氏	胡氏	王氏	胡氏	胡氏	胡氏	
	廷傑	廷傑	?	?		?	?	?	
	②⑤	②④	②③	?		②②	②③	②③	
	?	五四	?	?	?	?	?	?	
	?	奉書 中見	中見	代筆	代筆 中見	代筆 中見	中見	代筆 中見 中見	中見 中見 中見 中見 中見
	胡元旻	胡尚點 胡尚燦	胡時源	胡元繡	胡祥遠 胡公度	胡孔書	胡新育	胡欽予 胡毓侯 程公權	胡可鑑 胡炯卿 胡宗如 胡樹榮 胡宗大
	廷俊?	廷傑 廷傑	廷俊?	?	? 廷傑	廷俊?	?	廷傑 廷傑	? 廷俊? ? ? ?
	②⑥	②⑤ ②⑤	②④ ?	?	? ②②	②④ ?	②⑤	②③ ②②	②⑤ ②③ ②⑤ ②⑤ ②⑤
	?	二五 三九	五四	?	? 九三	五七	?	六六 七五	? 三五 ? ? ?

【13】	胡希虞	廷傑	②7	三〇	胡瑤圃	廷傑	②6	五二	凭中	胡振鍾	廷傑	②6	四五
									凭中	胡遂囊	廷俊	②7	五一
									凭中	胡穎齋	?	②7	?
									凭中	胡履平	廷俊	②6	四四
									凭中	胡德元	?	②7	?
									凭中	胡鑑開	廷俊	②7	四一

*年齢の数字は立契の時点の各満年齢をさす。胡阿李、胡阿余、胡汪氏についてはそれぞれの夫とみなされる悦衍、学權、元昌の世系と世代を示した。

まず中人の人選の在り方に一定の原則がありはしないかと思われる点である。これらの文書が前述のように同族同士により同一村内にある物件の処理のために交された契約であることから、中人も親族、友人、近隣者あるいは村長、会首といった、契約者と普段の生活で交渉をもつ人物が主体となることは容易に想像がつく。ここで注目されるのは、契約者とともに中人もすべて胡姓で固められていることである。異姓が中人に加わる例は徽州文書といえどもしばしば見られるが、ここでは【4】の外戚程公権以外すべて胡姓である。西遞胡氏の場合、文書に拠る限り族内の物件処理に関しては中人も族内から選ぶのが一般的であったと推測される。さらに注目され

るのは、立契者が廷俊系であれば中人も基本的に廷俊系、廷傑系であれば中人も基本的に廷傑系というように、立契者の世系から選ばれる傾向があることである。中人が単独の場合、判明する限りすべてがこれにあてはまる。複数の場合でも、やはり判明する限り立契者の世系が主流を占める。もちろんこれは単なる偶然とも考えられる。両系に顕著な住み分けはなく、立契者とその物件を明知している者であれば、地縁的な繋がりをもつ他系から選ばれることも当然あったはずである。立契者と世系が異なる【2】の聖卿と【13】の遂囊、履平、鑑開の場合は恐らくこうした事情によるのであろう。しかし、前述のように廷俊系と廷傑系とは西遞胡氏の独立した二大世系

であり、それぞれの内部での結びつきが緊密であったことからみて、立契の際にこのような原則が立会人としての中人選定において暗黙の基準とされた可能性はなかったとはいえない。⁽²⁰⁾

次に中人の立契者との世代関係について見てみよう。文書から窺われる一般的な特徴として、中人には上位世代者、さもなければ同世代の年長者がなるのが多いことが挙げられる。契約の保証と立会というとりわけ重要な役割を果たすポストには立契者にたいして契約履行の有形無形の圧力を加え、将来に予想される紛争に備えて効果的な調停が期待される人物を必要とした。また、受契側が中人にそのような人物を望んだのも自然の成り行きであったといえよう。同族社会でその適任者を求めるとすれば、族長や会首以外では勢い右のような人選が慣例になると思われる。ただし、これにあてはまらない者も少なからず存在する。【2】の従五は辛培にたいして九歳年長であるとはいえ下位世代に属する。同じく【2】の鳳三は振河にたいしては下位世代、学棟にたいしては同世代の年少者の関係にある。【3】については廷俊系の当主が一堂に会して契約に立ち会った感があり、右の慣例が守られていない。【5】の新育については詳しい

ことはわからないが元季にたいして下位世代の関係にある。【6】の孔書は胡阿季からすれば下位世代に属する。【9】の時源は元庸にたいして同世代ではあるが年少の可能性がある。【10】の尚燦と尚點とはともに樹南にたいして下位世代に属する。これらの諸例は右の慣例が絶対的なものでなかったことを示している。それではなによりゆえことさら下位世代や年少者を中人に動員するのだろうか。一つのケースとしては契約者が高齢であるため上位世代者や年長者に中人適格者がいなかった場合が考えられる。またもう一つのケースとして、契約者同士が互いに親戚と認める地縁的にも血縁的にも極めて近い関係にある場合、契約当事者以外の同様に近い関係にある誰かが、言い換えれば独立した家長であれば世代や年齢にかかわらず選ばれることがあったかもしれない。その場合、もし契約者同士が互いに熟知しているといういわば安心感のようなものが契約の信用を支えているとしたら、中人の存在は形式的なものになったのではないか。ただいずれにせよ中人は契約を保証する役割を担っているものであり、契約が成立したことを契約者相互が納得し、以後の安定的継続をその人物に託しうるだけの権威をもっていたはずである。では、それは何に基づくのか。

それともそのような権威なくして単に頭数をそろえるだけでも中人になることができたのだろうか。あるいは頭数の多さという量的な存在そのものが権威を生み出すのであろうか。検討を要する課題であらう。

中人の構成に士人がかなりの数を占めることは文書からも指摘できる。判明する限り、また立契時に彼らがみなその肩書を保持していたという前提に立てば、【2】の従六と秘書、【3】の氷吾と拔羣、【4】の毓侯、【13】の遂囊が県学生員、【3】の鼎書が府学生員、【2】の鳳三、【3】の日中、【10】の尚燦が監生、さらに【10】の奉書尚點が貢生であったことが知られる。前述のように一六世紀後半以降西遞胡氏のなかに士人が急増することからいえば、中人の構成にその影響が見られるのも不思議ではない。だが、文書からは彼らがそれぞれの契約仲介の際に中心的役割を担っていたとみなすのは難しい。【2】【3】【13】のように中人が多数で署名する場合、その順番はまず上位世代が優先され、以下同世代、下位世代と続き、各世代間では年齢が高い者から記入するものが通例であって、士人の肩書をもつ者はその中に混在するだけで、士人がゆえに順序が先にされるとか特記されるとかといった状況はない。もちろん士人でない者が単

独で中人になる場合も少なくない。これは士人の中人における比重の程度を示している。ただし、二、三〇代の中人では士人が著しく多くなることには注目してよい。それは単に書写能力が買われたためと解するだけでは不十分であらう。この地方の同族間の契約においても若年で中人となる場合にはそのような肩書、つまり同族内部での序列とは文脈を異にする要素が契約保証人としての信用を生み出すのに何らかの意味をもったことが窺われる。みずからの房屋に掲げた「第一等好事只是読書、幾百年人家無非積善」(最高の好事は勉学に励むことを措いてない。幾百年にもわたり人はそれによって善行を積んできたのだ)なる対聯に象徴されるように「読書」を第一義とする西遞胡氏が士人に抱く感情は格別であり、中人としての彼らに求めた信用にもその点が微妙に反映していることは否定できない。しかし、これまでの研究でもたびたび指摘されているように、明清時代の徽商が士人の肩書を求めた目的には政治勢力への参入を通して商業的利益の保護と拡大をはかる打算的な側面が事実としてあり、この地方の士人に与えられた社会的地位にそ²¹うした政治力量への期待が投影されていたこともまた同²²時に否定できないであらう。これもまた検討課題といえ

よう。

以上、文書に見られる中人の傾向をとりあえず三点だけ挙げた。これらのさらに意味するところは何かという次なる命題については前掲の文書と似た情報を提供する他の文書との比較検討を通じてはじめて論及できることになる。また、中人関係以外の諸状況についても他の文書を通じて明らかにできることが期待される。ここではさしあたって現時点で見られるこれらの文書を整理し、その限られた情報のなかで特徴的な傾向を若干指摘するだけにとどめたい。

おわりに

一九五〇年代の土地改革期に農民によって売り出され、徽州の古書店を通じて全国の博物館や研究機関に収蔵されるに至った徽州文書の総数は一〇万点程度といわれている⁽²³⁾。だが、未確認のものを含めればその数はいったいどれだけになるのだろうか。筆者が西遞で閲覧した徽州文書は前述のように民居の一つに居住する胡氏の一人がたまたま現在に至るまで保管していたものである。西遞にはこのような民居が一二もあるといわれ、かりにもしそれぞれに同数もしくはそれ以上の数の古文書が保管

されているとしたらどうだろうか。また、徽州地方の農村にはさらに大量の文書が潜在しており、中国の研究機関が徽州文書を収集する現在の対象地域はこうした農村にあるといわれる⁽²⁴⁾。現実には、中国の契約文書は土地改革時期にあつて大量に破棄されたため現存するものは極めて少ないという「常識」を覆すに余りある。

ところで、ここ一、二年における中国の社会現象で特筆すべきものは骨董ブームである。筆者の知る北京南郊潘家園の空き地の一角には日曜ごとに当局公認による大規模な市が出て大変な活況を呈している。彩陶や青銅器、唐三彩から毛沢東バッジに至るまで、およそ中国で「文物」に分類されるものはすべて売られている。一時「秦始皇兵馬俑」が店頭に出たとの噂だが真偽のほどは定かではない。売手はもちろんこれを本業にしているわけではなく、休日を利用して現金収入を得るために北京近郊や地方から集まった「業余商」たちである。買手は専門家よりも意外なことに退職後の趣味または趣味の範囲を越えない投機の対象として骨董に関心をもつ一般市民が多いとのことである。いずれにしても改革・開放経済の過熱化の余波が象徴的に現われているものといえよう。北京の大衆紙によればこのような骨董市は北京に何か所

かあるといわれる。上海や天津など地方都市にも出現する傾向にある。

こうした骨董市で契約文書が販売されることも少ない。たいていは華北を中心とする民国期もしくは清末の年号を記したものであるが、康熙・乾隆など清初のものも少なからず見受けられる。ただ惜しむらくは、これらの文書がその数の多さにもかかわらず、途中何人かの手を経るためか、その出所や系統が不明確になり、歴史文献としての利用を困難にしていることである。また、折角まとまった文書であってもばら売りされることによつてその史料的价值を減らしてしまうことである。

骨董ブームのただなかにあつてこのような市場経済の「魔手」から逃れることができないのは徽州文書とても例外ではない。事実、屯溪老街の文物商店では文房四宝に交じつて契約文書が販売され始めている。もちろんこの状況を未然に食い止めるべく、中国の関係研究機関でその保存収集に努力がなされてはいるが、これも文書の価格高騰化によつて近い将来次第に困難になることが予想される。政府による組織的な一括購入によつて分散化を防ぐことが早急に必要になるかもしれない。歴史文献としてのみならず貴重な文化遺産としての徽州文書の保

存収集が「解放」時期とは異なる状況の下で改めて問われている時代が来ていると感じる。

【補遺】本稿執筆後、胡福基氏の夫人から一通の手紙をいただいた。それによると胡福基氏は参観団の応接後まもなく発病され、本年（一九九五年）五月に逝去されたという。御生前の御厚情に感謝し、謹んで哀悼の意を表する次第である。

なお、夫人の手紙によれば、胡福基氏は廷俊・栄（自栄）公房万全系の三一世であるという。また、履福堂は咸豊年間に胡福基氏の曾祖父である二八世胡茂常が胡積堂の子孫から購入したもので、それゆえ胡福基氏は胡積堂と同宗であつても同支ではないという。

さらに同じく夫人の手紙によれば、西遞には契約文書は現在もはや残っていないとのことである。これが事実だとすれば、本稿で言及したような他の西遞胡氏文書の発見を即座には望めないが、散逸していない限り、中国のいずれかの図書館にまとまつて所蔵されている可能性はあると思われる。

この他、夫人からは、胡福基氏が健在であれば協力を惜しまなかつたであろうとの考えから、西遞胡氏に関

する多くの有益な情報を提供していただいた。脱稿後のこともあり、そのすべてを本稿に反映できなかったのが惜しまれるが、いくつかの誤りを訂正することができた。併せて感謝したい。

【註】

- (1) 全国徽学学术討論会の紹介については、陳柯雲「中国黄山市徽学学术討論会述評」『明代史研究』二二二号、一九九四年、参照。
- (2) 納税関係文書の内訳は、乾隆六年六月発行の「業主照票」一件、同治九年から宣統三年までの「上忙下忙執照」七件、同治から光緒の間に発行された「便民易知由單」三件、民国時代の「地丁上忙下忙串票」一件からなる。また、「會書」は冊子状に綴られた三葉からなり、印刷された用紙に若干の書き込みがある。これらの文書の発行時期は、「業主照票」を除けば契約文書のそれと異なるため、相互の関係を明らかにできない。なお、二六件の原文書は現在すべて中国社会科学院歴史研究所図書館に収められている。
- (3) 既刊の徽州文書集である安徽省博物館編『明清徽州社会経済資料叢編』第一集、北京、中国社会科学院出版社、一九八八年、中国社会科学院徽州文契整理組編『明清徽州社会経済資料叢編』第二輯、北京、中国社会科学院出版社、一九九〇年、中国社会科学院歴史研究所蔵整理『徽州千年契約文書』第一編・第二編、各二
- 〇卷、石家莊、花山文藝出版社、一九九一年、などに収録された文書は祁門・休寧両県のもものが大部分であり、黟県のもものが全体に占める割合は極めて少ない。
- (4) 順治『黟県志』巻一、地理志、沿革。乾隆『黟県志』巻一、沿革。嘉慶『黟県志』巻二、沿革紀事表。
- (5) 黟県地方志編纂委員会主編『黟県志』上海、光明日報社、一九八九年。
- (6) 嘉慶『黟県志』巻二、地理、都図。
- (7) 以上の胡氏の概況については、嘉靖三〇年（一五五二）序刊『新安名族志』上卷、西遞、その他、胡時濱・舒育玲編著『中国明清民居博物館—西遞』合肥、黄山書社出版、一九九三年、および趙華富「明清徽州西遞胡氏の繁栄」『安徽史学』一九九四年第四期、などを参照した。
- (8) 趙、前掲論文、二二頁。
- (9) 筆者はこれを中国社会科学院歴史研究所図書館で閲覧した。この族譜が他のどこに所蔵されているかについては現時点では不明であるが、少なくとも日本の主要収蔵機関の目録にはその名が出てこない。また、多賀秋五郎『宗譜の研究』（資料篇）東洋文庫、一九六〇年、ユタ系図協会『中国族譜目録』近藤出版社、一九八八年、山西省社会科学院家譜資料研究中心編『中国家譜目録』太原、山西人民出版社、一九九二年、などにおいても検索できない。なお、明代嘉靖三十二年（一五四三）に刊行された『明経胡氏宗譜』もまた歴史研究所に収められている。

(10) 徽州地方では定額租を「硬租」と称した。それゆえ「硬豆租」とは、本来は定額の豆租を意味する。万曆一七年現在はその銀兩に換算して交納するようになったのであろう。以上は、周教授の御教示による。

(11) 胡丙培については、乾隆『黟県志』巻九、人物、尚義、に伝があり、公共事業や救済活動で貢献したことが知られる。『宗譜』では康熙一五年（一六七六）生、乾隆二四年（一七五九）歿とある（『宗譜』巻六）。

(12) 『宗譜』には「宗美」を本名にもつ者が二名、「樹栄」を本名にもつ者が一名いるが、いずれも立契後の生まれであるために矛盾する。

(13) 胡鐘岳の名は註(2)で述べた清末の「上忙下忙執照」や民国時代の「地丁上忙下忙串票」においてさえ六都五図の代表者としてしばしば登場している。

(14) 廷俊の次子煌の記念堂を「元璇堂」と称した。なお、趙、前掲論文、二〇〇頁、によれば、胡星明『西遞村祠堂寺廟庵堂書院一覽』（手稿）に基づき西遞胡氏の祠堂を列挙しているが、そのなかに「元璇堂」がある。趙氏はその規模を胡氏祠堂中の第四位に位置づけている。

(15) 宮下忠雄『中国幣制の特殊研究』日本学術振興会、一九五二年、一一六頁、参照。

(16) 二四世仕亨をまつる祠会であろうか。仕亨の祠堂は「敬愛堂」と称し、現在西遞の中心的建物の一つとして維持されている。

(17) 中国の秤量銀単位はその純度を示す「色」、規準とするハカリを示す「平」の他に、さらに流通銀兩との

換算率を示す「兌」という三要素から成り立っていたといわれる（宮下、前掲書、一二七頁）。これに従えば、「九四色河平九六兌」は本文のような解釈にならう。ただし、「河平」についての詳細は不明。

(18) 宮下、前掲書、一〇六頁、参照。

(19) 森田成満『清代土地所有権法研究』勁草出版サービセンター、一九八四年。滋賀秀三『清代中国の法と裁判』創文社、一九八四年。中人についての専論には、細川一敏「中人」より観た中国郷村の土地所有意義と人間関係『文経論叢』（弘前大学人文学部）一九巻三号、一九八四年、がある。

(20) もつともこのような想定はいうまでもなく『宗譜』で確認されていない中人の世系をも明らかにして初めて実が備るものである。なぜ彼らの名が『宗譜』で確認できないのか。理由の一つとして彼らが壬派以外の胡氏であることも考えられるが、筆者はその可能性を低いとみる。文書には多くの別名や俗称が現われ、それが『宗譜』で特定できないだけのことであろうかと思われる。また、時間的制約のなかで『宗譜』を閲覧したための単純な見落としも当然これに含まれるはずである。

(21) 藤井宏「新安商人の研究(四)」『東洋学報』三六巻四号、一九五四年。近年では、臼井佐知子「徽州商人とそのネットワーク」『中国—社会と文化』六号、一九九一年。また、王世華「逢迎・依附・仰攀—論徽商与封建政治勢力的關係」（国際徽学学術討論会提出論文）

一九九四年、など。

(22) 渋谷裕子「清代徽州社会における生員のコミュニティについて」『史学』六四卷三・四号、一九九五年、は清初の婺源県における一生員の郷村内での具体的な行動と人間関係を論じていて興味深い。本稿の内容に即していえば、史料的な制約があるものの一介の生員が村内の紛争の際になにゆえ一族の代表とか仲裁者とかになりえたのかについての言及があればさらによかったと思われる。

(23) 劉重日(姜鎮慶訳)「徽州文書の収蔵・整理と研究の現状について」『東洋学報』七〇卷三・四号、一九八八年。また、周紹泉「徽州文書の由来・収蔵・整理」『明代史研究』二〇号、一九九二年。

(24) 中国社会科学院歴史研究所の徽州文書の収集状況については、吉尾寛「中国百日留学記」『明代史研究』二一号、一九九三年、に詳しく紹介されている。

【付記】本誌六四卷三・四合併号は昨年四月に亡くなられた竹田龍児先生の追悼号として編まれた。先生の学恩に浴した者の一人として遅ればせながらこの拙稿を供し、ご冥福をお祈りしたい。